

指定障害福祉サービス事業所管理者
指定障害者支援施設管理者 各位

横浜市健康福祉局 障害施設サービス課 高橋 昌広

令和3年度 指定障害福祉サービス等に対する集団指導の実施について（通知）

平素より本市障害福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、指定障害福祉サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」及び「横浜市指定障害福祉サービス事業者等指導及び監査実施要綱」等の規定に基づき、横浜市に所在する事業所を対象として、次のとおり集団指導を実施します。

1 対象サービス

施設入所支援・日中活動系サービス（療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A・B型、自立訓練（宿泊型自立訓練も含む））・就労定着支援・共同生活援助・短期入所

2 実施方法及び内容

別紙のとおり

1 実施方法

今年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、昨年度と同様に資料を掲載する形での集団指導とします。

掲載時期となりましたら、本市ホームページ及び「障害福祉情報サービスかながわ」に資料を掲載します。各事業所で資料のダウンロードや印刷を行い、内容について十分に理解いただいた上で、下記のとおり電子申請システムでご登録いただくことで、参加されたものとします。

2 掲載時期（予定）

令和3年5月27日（木）

本市ホームページ及び「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載します。

3 参加方法

(1) 登録について

資料の掲載後、集団指導の内容を理解した旨を確認させていただくため、事業所ごとに電子申請システムでの登録をお願いします。該当する電子申請システムへのアクセス方法及び URL については、資料と併せて掲載します。なお、事前申込みの必要はありません。

(2) 締切

令和3年6月30日（水）

(3) 質問について

集団指導の内容についてご質問がある場合は、上記登録の際、フォームに必要事項をご記入ください。例年どおりQ&Aでの回答とし、個別での回答は行いませんのでご了承ください。

4 内容（予定）

(1) 必要な届出、給付費の算定等について

(2) 虐待防止、事故報告について

(3) 実地指導における指摘事項について

(4) 支援内容について

(5) 令和3年度基準条例の改正について

(6) 令和3年度報酬改定について

(7) その他

5 問合せ先

横浜市健康福祉局 障害福祉保健部 障害施設サービス課

<施設入所支援・日中活動系サービス・就労定着支援>

施設等運営支援係 045-671-3607

<共同生活援助>

共同生活援助担当 045-671-3565

<短期入所>

地域施設支援係 045-671-2416